

「第12回WTO閣僚会議に期待する」を公表

世界では、COVID-19が経済に暗い影を落とし、ワクチンが行き渡っている国とそうでない国との格差の拡大が懸念される。加えて、従前から見られる大国間の対立を背景とした世界の分断傾向は、感染拡大を受けた自国優先の輸出制限措置等によってさらに顕著になるなど、自由で開かれた国際経済秩序は大きく揺らいでいる。他方、カーボンニュートラルの実現など、持続可能な開発に向け、国際社会が一体となって取り組むことが課題となっている。

こうした中、ワクチンや環境に優しい製品など、必要なものが必要とされる場所に速やかに供給される世界を実現すべく、ヒト、モノ、カネ、サービス、データ等の国境を越えた自由な移動を制度的に確保するとともに、それらが持続可能な開発にも資するようなルールづくりが不可欠となっている。

しかしながら、その役割を担うべきWTOは、設立から四半世紀以上を経て、当時の輝きを失い、今や、抜本的な改革なくしてはルールづくりや紛争解決を主導できないほど機能

能が著しく低下しているのが現状である。WTOは、自由貿易を追求しながら、環境保護にも努めつつ、持続可能な開発の目的に従って世界の資源を最も適切な形で利用することを目的に掲げている。この設立の精神は現状においても決して色褪せてはおらず、むしろ今こそ、その原点に立ち返って機能を強化し、再生を図ることが重要である。

そこで、経団連は去る9月14日、「第12回WTO閣僚会議に期待する」を公表した。同提言は、4年ぶりのWTO閣僚会議(MC12)を2021年11月末に控えた今、日本経済界の期待を改めて記し、多角的自由貿易体制の維持・強化を求めるものである。ルールに基づく自由で開かれた国際経済秩序の再構築に向け、MC12において、次の点に関し、目に見える成果が上がること、少なくとも今後に期待を持たせる進捗がみられることが不可欠である。

ルールの策定・現代化

第1に、地球規模課題へ対処すべく、COVID-19感染拡大防止のため、医療用品の

副議長
通商政策委員長
トヨタ自動車副会長

早川 茂

はやかわ しげる



副会長
通商政策委員長
住友商事会長

中村邦晴

なかむら くにはる



過度な輸出制限を防止するためのルール策定が必要である。また、ワクチンについては、複数のWTO加盟国がワクチン等に係る知的財産の保護を免除するよう提案を行っているが、知的財産を開放したからといって増産・普及が達成される訳ではない。原材料の調達から輸送に至るサプライチェーンの整備を含めて包括的に検討し、次なるパンデミックに備えるべきである。

気候変動問題については、環境物品協定(EGA)交渉を再開し、環境物品の関税削減を通じた普及を促進すべきである。そして、EUが導入予定の、特定品目の輸入に際して当該

物品がEUの基準で生産された場合に生じ得る炭素価格に応じて証書(排出権)の購入を義務付ける炭素国境調整措置(CBAM^(注2))について、WTOにおいても協定整合性など制度設計のあり方を十分検討することが求められる。

第2に、市場歪曲的措置へ対処すべく、日米欧三極貿易大臣会合での議論をベースに、市場歪曲的な産業補助金、強制技術移転等の規律を強化し、公平な競争条件を確保する必要がある。

第3に、デジタル化へ対処すべく、現在、有志国間で議論中の電子商取引に関する規律について、高いレベルで合意すべきである。具体的には、「信頼性のある自由なデータ流通(DFFT: Data Free Flow with Trust)」



ンゴジ・オコンジョ＝イウェアラWTO事務局長との懇談

を実現すべく、自由な越境データフロー、コンピュータ関連設備の自国内設置要求の禁止、ソースコードおよびアルゴリズム等の開示要求禁止、デジタルプロダクトの無差別待遇等について定めた高いレベルの規律を目指すべきである。この協定が成立すれば、有志国間での取り組みの成功例となり、他分野の合意形成にも弾みがつくことが期待される。

途上国地位の見直し

WTOにおいては、途上国の基準がなく、自ら途上国であると申告した国が「特別かつ異なる待遇」を受け権利を有しており、もはや途上国とは言えないほどに経済発展を遂げた国が、途上国としての地位を維持し、本来負うべき義務を果たしていない現状がある。真の途上国との間に公正な競争条件を確保するため、この見直しが必要である。途上国の地位は、世界貿易に占める貿易額の割合やGDP等の基準に則して差異化し、発展を遂げた国は相応の責任を負うべきである。

紛争解決機能の回復

WTOの紛争解決メカニズムは、ルールづくりが停滞する一方、案件が増加・複雑化する中にある。何となく「最後の砦」としての役割を果たしてきた。しかし、第二審に該当する上級委員会の委員が必要数任命されず、2019年12月以降、上訴案件の審理が不可能な事態が生じている。現状を放置すれば、第一審に相当するパネルの裁定の効力さえ奪

いかねず、また、一方的制裁措置等の「力」による解決を助長しかねない。できる限り早期に上級委員会の機能を回復させる必要がある。

通商政策委員会は、9月8日、ンゴジ・オコンジョ＝イウェアラWTO事務局長とオンラインで懇談し、本提言の内容を直接説明した。先方は、WTOの課題を的確に捉えた経済界からの具体的な提言を歓迎するとし、たうえて、「経団連と問題意識を共有する。貿易を通じて地球規模課題の解決や、途上国の包摂に向け、作業計画を策定して取り組み」と前向きに返答した。経団連は、今後とも、B7、B20、Business at OECD(BIAC)等を通じて、また、欧米アジアの経済団体との対話を深めて、提言の実現を働き掛けていく。

(注1) 環境物品協定(E.G.A.: Environmental Goods Agreement) 交渉・環境保護並びに気候変動対策に資する物品の普及を促進する目的で、2014年7月より同物品の関税削減・撤廃について交渉が開始されたが、現在は中断されている。

(注2) 炭素国境調整措置(CBAM: Carbon Border Adjustment Mechanism): 2021年7月14日、欧州委員会が、2030年の温室効果ガス削減目標である1990年比で最低55%削減に向けた政策パッケージの一環として発表した。2023年1月から報告制度開始、2026年から本格運用開始を目指す。

(注3) 直近の三極貿易大臣会合(2020年1月14日)於、ワシントン(DC)においては、産業補助金について既存のWTOルールを強化するための方策として、新たな禁止補助金の追加や通報制度の改善など具体的な内容に合意した。加えて、強制技術移転措置を防ぐ規律の要素を、強制技術移転に処する必要性に関し他のWTO加盟国にアウトリーチを行い、コンセンサスを構築する必要性等、有害な強制技術移転を止めるための効果的な方法に対するコミットメントについて議論が行われた。